

千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業実施要綱及び 協議会運営要綱の改正について

1 千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業実施要綱の改正

昨年度作成した、「千葉県における今後の地域リハビリテーション支援体制のあり方に関する報告書」を受けたもの。

主な改正内容は下記のとおり。

- (1) 事業内容に「千葉県地域リハビリテーション協議会の開催」を明記する。
- (2) 県支援センター及び広域支援センターの機能・役割を明記する。
- (3) 県支援センターの責務を明記する。
- (4) その他文言の整理。

改正年月日：平成28年5月2日

2 千葉県地域リハビリテーション協議会運営要綱の改正

附則により、平成29年3月31日限りでその効力を失うとされているため、今年度中に改正を行う必要がある。

改正内容については、実施要綱と整合性を図れるよう、今後検討する。

千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 趣旨</p> <p>高齢者等が寝たきりの状態になることを予防するためには、予防から急性期・回復期・地域生活期のそれぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションが切れ目なく提供されることが必要である。</p> <p>さらに、リハビリテーションには、「心身機能」のみならず「活動」や「参加」への寄与も期待されており、障害者や高齢者等が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送るためには、本人、家族、地域住民及び関係職種等が、リハビリテーションの視点をもつことが重要である。</p> <p>本事業は、障害者や高齢者を含め地域に暮らすすべての人々が、いつまでもいきいきとした生活を送ることができるように、リハビリテーションの視点から保健・医療・福祉等の関係機関を繋ぎ、適切な支援が切れ目なく提供されるよう、関係機関等の支援体制の整備を図るものである。</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 <u>千葉県地域リハビリテーション協議会の開催</u></p> <p>地域リハビリテーション関係機関（地域の実情に合った効果的なリハビリテーションを提供するための多種多様な組織をいう。以下同じ。）の代表者等を構成員とする「千葉県地域リハビリテーション協議会」を開催し、本県における地域リハビリテーションの推進に関し必要な事項について協議する。</p> <p>2 <u>千葉県リハビリテーション支援センターの指定</u></p> <p>地域リハビリテーションの中核機関として、千葉県リハビリテーション支援センター（以下「県支援センター」という。）を県内に1箇所指定する。</p> <p>(1) <u>機能・役割</u></p> <p>県支援センターの機能・役割は次のとおりとする。</p>	<p>1 趣旨</p> <p>20世紀後半からの急速な高齢者人口の増加を受け「高齢化の世紀」がいよいよ始まったところであるが、そこでは、寝たきりや閉じこもりを予防し、生き生きとした高齢期を住み慣れた地域で過ごすことが何より望まれるところである。</p> <p>そこで、脳卒中などの疾患等によりリハビリテーションが必要になった高齢者や障害者には、地域でそれぞれの状態に応じ、連続したリハビリテーションを受けられるよう、保健・医療・福祉関係機関の連携のみならず、ボランティア等の地域における住民が参画して行ういわゆる地域リハビリテーションが行われることが重要である。</p> <p>本事業は、在宅の高齢者や障害者の様々な状況に応じたリハビリテーション事業（総称「地域リハビリテーション事業」という。）が適切かつ円滑に提供される体制の整備を図るものである。</p> <p>2 事業内容</p> <p>地域リハビリテーションの円滑な推進を図るため、以下の機関を指定する。</p> <p>(1) 千葉県リハビリテーション支援センター</p> <p>県内に1か所、地域リハビリテーションの中核となる千葉県リハビリテーション支援センターを指定する。</p> <p>同センターは、各二次保健医療圏ごとに指定する地域リハビリテーション広域支援センターの支援、リハビリテーショ</p>

- ア 広域支援センターへの助言、技術的支援等による事業協力
- イ 広域支援センター相互の連携及び情報共有の促進
- ウ 地域リハビリテーションに関わる先駆的事例の調査
- エ 地域リハビリテーション関係機関の情報共有の促進
- オ 地域リハビリテーション関係機関従事者の人材育成
- カ 地域リハビリテーション関係機関や住民等を対象とした普及・啓発

(2) 責務

県支援センターは、(1)の機能・役割の遂行を通じ、県、広域支援センター及び県内外の地域リハビリテーション関係機関との連携を密にし、信頼関係を築くとともに、関係職員の資質の向上に努めなければならない。

3 地域リハビリテーション広域支援センターの指定

二次保健医療圏ごとに1箇所、圏域の地域リハビリテーションの中核となる地域リハビリテーション広域支援センター（以下「広域支援センター」という。）を指定する。

広域支援センターの機能・役割は次のとおりとし、各広域支援センターは、圏域の実情に応じ、これらを遂行するものとする。

(1) 全ての広域支援センターが担う機能・役割

- ア 市町村及び職能団体をはじめとする地域リハビリテーション関係機関からなる「連絡協議会」の開催を通じた地域リハビリテーション関係機関相互の連携支援体制の構築
- イ 地域包括ケアの推進に向けた市町村への事業協力
- ウ リハビリテーション専門職の在籍していない地域リハビリテーション関係機関に対する相談支援
- エ 研修会等の実施を通じた地域リハビリテーション関係機関従事者の協働促進

(2) 圏域の実情に応じて取り組むべき機能・役割

- ア 地域診断と圏域課題の分析に基づく先駆的取組の実施
- イ 住民に対する健康増進・介護予防等の取組支援

ン資源の調査・研究、情報収集・提供、関係団体との連絡・調整の役割を担う。

また、これらの各支援センターの機能を生かし、県内のリハビリテーション実施機関等のネットワークの構築を図る。

(2) 地域リハビリテーション広域支援センター

二次保健医療圏ごとに1か所、圏域の地域リハビリテーションの中核となる地域リハビリテーション広域支援センターを指定する。

同センターは、高度リハビリテーションの実施、地域リハビリテーション実施機関の支援、リハビリテーション資源の共同利用、地域のリハビリテーション施設等における従事者への援助・研修、地域レベルの関係団体（患者・家族の会、ボランティアグループなど）への支援などの役割を担う。

ウ 資源が少ない領域の支援体制の構築

エ 災害時の地域リハビリテーション活動等その他地域リハビリテーションの推進に必要な取組

4 その他の事業

1～3に掲げるほか、県は、地域リハビリテーション支援体制の整備推進のために必要な事業を適宜実施するものとする。

第3 その他

本事業の推進に関し必要な事項は、別途定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成28年5月2日から施行する。ただし、改正後の県支援センター及び広域支援センターの機能・役割については、平成29年4月1日から適用する。
- 2 「千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業実施要綱（平成14年11月1日施行）」は、廃止する。

3 その他

本事業の推進に関し必要な事項は、別途定める。

附則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。